

**令和 7 年度「若者 U I J ターン促進事業」 P R 業務委託
企画提案競技実施要領**

1 事業目的

宮崎県への移住を促進するため、宮崎県が令和 7 年度から新たに実施する補助金「若者応援給付金」をはじめ、本県への移住者を対象に実施する移住支援事業を県内外に P R することで、本県の移住支援の認知度向上を図り、移住支援事業の活用を促す。

2 業務委託の内容

令和 7 年度「若者 U I J ターン促進事業」 P R 業務委託仕様書による。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託料

2,200,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※委託業務に係る全ての経費が含まれる。

※委託料の支払は、精算払とする。

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (6) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

- (10) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (11) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 実施公告 | 令和7年6月11日（水） |
| (2) 質問票提出期限 | 令和7年6月17日（火）午後5時まで |
| (3) 参加申込期限 | 令和7年6月25日（水）午後5時まで |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年6月30日（月）正午まで |
| (5) 審査結果通知 | 令和7年7月4日（金）まで |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問票（別紙1）の提出 ※任意

当企画提案競技に関する質問は、別紙1「質問票」により提出すること。

- ① 提出期限 令和7年6月17日（火）午後5時まで
- ② 提出先 下記11を参照
- ③ 提出方法 電子メール
※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。
- ④ 回答 原則として、質問者に対して質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く）に電子メールで通知する。なお、県担当課が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する（質問者名は公表しない）。

(2) 参加申込書（別紙2、別紙2-2）の提出

- ① 提出期限 令和7年6月25日（水）午後5時まで
- ② 提出先 下記11を参照
- ③ 提出方法 電子メール
※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。
- ④ 提出様式 単独で参加する場合は別紙2を、共同企業体を構成する場合は別紙2-2を提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出書類等
 - ア 企画提案書：7部
提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること。
 - イ 応募団体の概要：7部
以下の内容を記載し、A4版で1冊にまとめること。
 - (ア) 名称
 - (イ) 所在地
 - (ウ) 代表者職氏名
 - (エ) 担当者職氏名

- (ハ) 担当者連絡先（電話・電子メール）
- (カ) 類似業務の履行実績
- ウ 見積書：7部（原本1部、写し6部）
具体的な費用内訳を記載すること。
金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は「令和7年度「若者UIJターン促進事業」PR業務委託」とすること。
- エ 誓約書（別紙3）：1部
- オ 共同企業体を構成する場合は、共同企業協定書（別紙4）：1部
- ② 提出期限等
 - ア 提出期限
令和7年6月30日（月）正午まで（必着）
 - イ 提出先
下記11を参照
 - ウ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ③ 留意事項
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（４）審査

書面審査による「企画提案競技方式」とし、次の各項目について審査を行い、合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定する。参加者が1者の場合は、全審査員の合計得点が180点以上であれば、受託者として決定する。

（審査基準）

- ア 内容構合力
本事業の趣旨及び目的を十分に理解し、若者応援給付金等のPRに資するコンセプト・アイデアの提案となっているか。
- イ 制作に関する提案
若者応援給付金をはじめ、移住支援事業の概要を簡潔に伝え、若者等の興味を引く内容が提案されているか。
- ウ PRに関する提案
移住支援事業をPRすべきターゲットを理解し、各ターゲットに効果的なPRが見込まれる広報媒体や情報発信時期が提案されているか。
- エ 実施体制・業務実績
事業目的を達成するために必要なノウハウや体制が確立されているか。また、本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。
- オ 見積金額
必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性が図られているか。その上で、提案価格に優位性はあるか。

（５）審査結果の通知

審査結果については、令和7年7月4日（金）までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(6) 参加資格の欠格

当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とするものとし、当該参加者に書面で通知するものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

10 その他

- (1) この企画提案協議に係る説明会は、開催しない。
- (2) 今回の企画提案に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類については返却しない。
- (4) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。
- (5) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。
- (6) 実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額するものとする。
- (7) 当業務委託に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

11 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10-1
宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課
移住・定住推進担当 甲斐
電 話 0985-26-7922
電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp